

(健II 544F) (地 497)

令和4年2月10日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について

今般、別添のとおり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされ、本会に対しても周知の依頼がありましたので連絡いたします。

今般の通知においては、HER-SYS による届け出の徹底、重症化リスクの高い陽性者の健康観察を重点的に行うなどの適切なフォローアップを含む自宅療養体制の確保等について案内されています。詳細は別添の事務連絡をご覧ください。

なお、本来自宅療養者等に対する健康観察は、保健所等が行うものですが、感染拡大地域の実情に応じて、地域の医療機関の協力による健康観察等が推進されているところです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和4年2月9日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれでは、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和4年2月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて、オミクロン株を中心とする陽性者が急増する中、重症化リスクの高い陽性者に対する対応を確実に行なうことが重要です。

このため、貴自治体におかれでは、これまで、「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備等について」（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を参考に策定していただいた「保健・医療提供体制確保計画」に基づき、保健所の体制整備を進めていただいているところですが、発生届の入力、健康観察、電話対応等の業務をそれぞれ重点化して行なうことと併せて、引き続き、これらの業務を十分に行なうことができるようになるため必要な体制の拡充に努めていただくようお願いします。

また、「オミクロン株の感染流行に対応した保健・医療提供体制確保のための更なる対応強化について」（令和4年1月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししているとおり、健康観察、入院調整等に係る業務の一元化を進めていただいている都道府県もあるところ、その他の都道府県におかれても、必要に応じて、こうした体制の整備について検討をお願いします。

以上の体制整備に当たっては、管内だけでなく管外の事業者等への委託も含め、幅広にご検討いただくとともに、地域の医療資源を最大限活用いただくようご検討ください。

さらに、今般、保健所における新型コロナウイルス感染症対応に係る業務の重点化について、下記のとおり整理しました。これらの整理を踏まえていただき、各地域において効率的かつ効果的な業務の実施に努めていただきますよう

お願いします。なお、地域の実情に応じて、これに依らない対応も可能であることを申し添えます。

本事務連絡の内容について、管内保健所及び政令指定都市の区保健所支所への周知をお願いします。

記

1. 発生届について

以下について、確認の上、管内の医療機関への周知をお願いする。

(1) HER-SYS による届出の徹底について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条による医師の届出（以下「発生届」という。）については、届出を行う医師が所属する医療機関において、HER-SYS を用いて行うことを基本とすること。

既に大半の地域において原則として HER-SYS による発生届の提出が運用されているが、陽性者が急増している中、迅速な連絡を行うためには、HER-SYS を活用することが極めて重要であることから、システム活用の徹底と併せて、以下の点について、地元医師会等関係団体と調整の上、管内の関係機関に改めて周知すること。HER-SYS 以外のシステムを導入している自治体におかれても、これに準じて対応すること。

- ・受診した患者が2.の「重点的に健康観察を行う対象者」に該当する場合、必ずHER-SYS を用いて発生届を提出すること。
- ・重症化リスク因子は重点的に健康観察を行う上で重要であるため、入力を行うこと。
- ・発生届の提出と併せ、「My HER-SYS URL 通知ボタン」を同時に押下すること。

(注) この操作により、陽性者本人にショートメッセージが届き、この時点より健康観察が開始されることになります。発生届に入力された電話番号や生年月日を元にショートメッセージが本人あて送られるため、入力の際は、誤りがないよう十分ご確認をお願いします。

なお、HER-SYS については、「HER-SYS の活用推進に伴うインターネット環境の確認について」(令和4年1月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)でお示ししたとおり、操作に使用されているインターネット等の環境の確認を行い、必要な場合は改善を図ること。

(2) 発生届の記載事項について

発生届については、陽性者の急増による保健所における業務の状況に鑑み、当面の間、陽性者の個人情報及び医療機関情報に加え、まずは以下の項目について記載し、届出を行うことが可能であること。その他の項目については、追って届け出ることでよいこと。

- ・診断（検査）した者（死体）の類型
- ・診断方法（検査方法、検体採取日）
- ・診断年月日
- ・発病年月日（有症状の場合）
- ・ワクチン接種歴（回数、接種年月）
- ・重症化リスク因子の有無及び重症化リスク因子（免疫機能低下及び妊娠を含む）
- ・重症度
- ・入院の必要性の有無

なお、同居家族などの陽性者の濃厚接触者が有症状となり、医師の判断で検査を行わずに臨床症状で診断する際に、疑似症患者（※1）の届出を行う場合については、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のV. ③疑似症患者に係る感染症法に基づく届出を参考すること。

（※1） 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」
（令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡） 1の③に該当する患者

2. 健康観察について

感染拡大等地域の実情に応じて、重症化リスクの高い陽性者の健康観察を重点的に行う等、適切なフォローアップを含む自宅療養体制が確保されるよう、自治体の判断で以下の対応が可能である。

○重点的に健康観察を行う対象者（※2）

感染拡大等地域の実情に応じて、陽性者のうち、次の重症化リスクの高い陽性者に対する健康観察を重点的に行うことが可能である。

- ①65歳以上の者

②40歳以上65歳未満の者のうち、重症化リスク因子を複数持つ者

*なお、重症化リスク因子は以下を指すものとする。

ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI30以上)、喫煙、 固形臓器移植後の免疫不全

③妊娠している方

(※2)・第70回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード

(令和4年2月2日 参考資料2 重症化リスク因子の保有数と

「中等症Ⅱ以上」の割合 (2022年1月1日～20日 HER-SYS データ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000892304.pdf>

・新型コロナウイルス感染症診療の手引き第6.2版

- ・「地域の医療機関等の協力による健康観察等の推進について」(令和3年9月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、「本来、自宅療養者等に対する健康観察は保健所等が行うものですが、このような状況の下で、保健所等による健康観察が行われる前から、患者への診断を行った医療機関など地域の医療機関において患者の同意を得た上で電話等による診療を行って」いる例もある旨をお示ししているところ、重症化リスクが高い陽性者については、中等症以上となるリスクが相対的に高いため、優先して最初の連絡を取ること。
- ・重症化リスクが低い陽性者は、保健所等からの初回の連絡や健康観察を行う際、電話連絡等の代わりに、HER-SYS等のシステムを用いて健康観察を行うことも可能である(既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを妨げるものではない。)。なお、陽性者全員に対して、体調悪化時に繋がる連絡先等を周知しておくこと。
- ・重症化リスク因子の有無については、発生届の記載に基づき把握する。重症化リスク因子を複数持つか否かの把握が難しい場合は、発生届の重症化リスク因子の有無の記載によりスクリーニングし、当該者に対して重症化リスク因子の聴取を行い、複数持つ者に限定するといったことが考えられる。
- ・健康観察の外部委託については、医療機関等のみならず、県内外の様々な民間事業者の活用が可能である(例 医療系企業、旅行代理店等)。

3. 積極的疫学調査について

積極的疫学調査については、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、B.1.1.529 系統（オミクロン株）による感染が拡大、患者数が急増したことにより保健所業務がひっ迫している場合には、地域において柔軟に対応いただくことは差し支えない旨お示ししているところ。

また、「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について」（第7報）に記載のとおり（※3）、潜伏期間が短縮していることも考慮し、地域の実情に合わせ、積極的疫学調査の重点化については、以下の考え方に基づき実施することが可能である。

（1）重点的に積極的疫学調査すべき対象

保健所による積極的疫学調査については、医療機関や高齢者施設等、特に重症化リスクが高い方が入院・入所している施設（以下「ハイリスク施設」という。）におけるクラスター事例に重点化する。

（2）ハイリスク施設以外の事業所における陽性者への対応について

各事業者において「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」（令和3年6月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の別添を参考に、濃厚接触者の候補者の特定を行うとともに、当該特定を行った者については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、原則7日間の自宅等待機（社会機能維持者については、2日にわたる検査を組み合わせることで、5日目に待機解除を行うことが可能）を求めるこことを、事業者の責任において実施することを周知する。

（3）学校及び保育所での感染事例への対応について

学校における感染事例については、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」（令和4年2月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）に基づき、特に地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行うことが可能であることを周知する。

保育所における感染事例については、「保育所等における新型コロナウ

イルスへの対応にかかる Q&A について」（令和4年1月24日付け事務連絡）に基づき対応を行うことを周知する。

（4）家庭内感染事例への対応について

家庭内感染事例については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年2月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、同居家族等に対し、必要な期間において、自宅待機を求めるなどを周知する。

（※3）SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第7報）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10945-sars-cov-2-b-1-1-529-7.html>

4. 療養・待機期間終了時の取扱いについて

陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、保健所から改めて連絡を行う必要はないこと。

また、その際、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」（令和2年5月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において示しているとおり、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要はないこと。

また、就業を行わないことについて、陽性者からの協力が得られる場合、感染症法第18条に基づく就業制限を行う必要はないこと。

なお、各種通知書類の業務の効率化を行うため、SNS等電子的な交付でも可能（保健所からの通知メールの写し等既存の文書でも可）とする。My HER-SYSのショートメールでは、保健所独自のメッセージの記入が可能であるため、活用すること。

5. 所得証明の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の申請手続について（周知）」（令和3年5月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の4において、感染症法第37条第2項の自己負担額の認定を行うに当たって、退

院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等は、所得証明書等添付書類の提出を省略して差し支えない旨をお示ししているところ、保健所業務のひつ迫により所得証明書等添付書類の徴収が困難な場合も、「退院後の当該患者等の居所が不明であること等により連絡を取ることが困難な場合等」に含まれるので、地域の実情に応じて適切に対応いただいて差し支えないこと。

【担当者】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部

保健班・戦略班

メールアドレス：hokenjo-kinou@mhlw.go.jp

HER-SYSに搭載されている 健康観察のメニュー

①My HER-SYS

(スマホによる健康管理)

- ・対象者本人がスマホで自身の健康状態を入力します
- ・保健所では、本人がスマホで入力した結果を確認した上で、必要に応じて対象者へのフォローを行っていただくことが可能です

②自動架電

(自動音声応答システムを活用した対象者
への自動電話)

- ・毎日決まった時間(※)に、対象者の健康状態を確認する電話を自動でかけます
※9時/11時/14時/16時から選択します。設定時間の概ね1時間以内に電話がかかります。
- ・保健所では、電話で回答があった健康状態の結果を確認した上で、必要に応じて対象者へのフォローを行っていただくことが可能です

③健康コール

(対象者自身による電話による健康状態入力)

- ・日中の電話に出ることが難しい対象者などを対象に、対象者本人の都合の良い時間で、ご自身から専用のダイヤルにお電話いただき、健康状態を入力します
- ・保健所では、電話で回答があった健康状態の結果を確認した上で、必要に応じて対象者へのフォローを行っていただくことが可能です

①My HER-SYSについて

- ✓ My HER-SYSとは、**自宅療養者等が御自身で健康状態を日々入力するためのツール**です。
- ✓ **御自身の都合の良いタイミングで簡単に入力**できるとともに、入力された情報は**保健所のシステム（HER-SYS）**にも直**ちに反映**されます。
- ✓ 保健所では、システム上で自宅療養者等の状況を容易に確認できるとともに、個々の療養者等の「体温」や「酸素飽和度」の推移、「様々な症状の有無」を一目で確認することも可能です。



- ◆ **1台のスマホやパソコンでご家族全員分の健康情報を登録できます。**
- ◆ My HER-SYSを利用するためには保健所で簡単な初期設定が必要です。
- ◆ 対象者には、システムへの入力を促すSMS（ショートメッセージ）が自動で通知されます。



②自動架電について

- ✓ 自動架電とは、**毎日、保健所で設定した時間に自動的に電話がかかり、質問にプッシュボンで答えることで、健康状態が登録**できる機能です。（質問項目はMy HER-SYSと同じです。固定電話の方にも利用できます。）
- ✓ 対象者本人に自動的に電話がかかりますので、**高い応答率が期待**されます。入力された情報は保健所のシステム（HER-SYS）にも直ちに反映されますので、保健所での確認も容易です。

～保健所での設定画面～

The screenshot shows the 'Infection Category' section with 'Infection Category' and 'Infectious Person' tabs. A red box highlights the 'Edit' button. Below it, the 'Observation Period' is set from 2021/04/01 to 2021/10/12. A red box highlights the 'Automatic Call' checkbox under 'Observation Method'. The 'Call Language' dropdown is open, showing 'Japanese' selected, with other options like English, Chinese (Beijing), Chinese (Guangdong), Chinese (Taiwan), Korean, Spanish, and Portuguese listed. Another red box highlights the 'Call Period' from 2021/04/01 to 2021/10/12 and the 'Call Time' dropdown showing 9:00 selected. The 'Phone Number' section is partially visible. At the bottom, there's a 'My HER-SYS URL通知' section with a 'Previous notification date: Not notified' message, an 'Automatic notification' switch (off), and a note about notifications at 9:00 daily. The 'Notification Period' is set to 'None'.

◆架電時間は、9時/11時/14時/16時から選択

していただきます。全ての時間を選択することも可能です。

◆設定時間から概ね1時間以内に自動的に電話がかかります。受電されない、健康観察がうまく登録できないと**再架電されます**。

◆対象者は、音声案内に沿って体温や酸素飽和度等を入力します。

◆保健所で簡単な初期設定が必要です。

◆一人に一つの電話番号が必要です。同じ電話番号で複数人の登録はできません。

③健康コールについて

- ✓ スマホやパソコンをお持ちではない方、日中の電話に出ることが難しい方であっても、ご本人の都合の良い時間で、利用者ご自身から専用のダイヤルにお電話いただき、健康状態を入力することができます。
- ✓ 質問内容は、My HER-SYSおよび自動架電と同じです。

- ◆利用者ご自身で指定された番号（番号は全国共通です）に電話をかけていただきます。
※通話料は利用者負担になります。
- ◆電話は、24時間いつでもかけていただくことができます。
- ◆電話をかけていただく際には、その都度、HER-SYS IDと生年月日を入力していただく必要があります。

「入力される方のHER-SYS ID
を入力してください。」

「誕生日の月と日を四桁で入力
ください」

上記入力が終わると健康状態の
質問になります。



My HER-SYSおよび自動架電の多言語化

- ✓ My HER-SYSは7か国語、自動架電は8か国語に対応しています。
- ✓ 外国人が多く住む地域などは、多言語化により業務負担が軽減されたとのご意見をいただいております。

My HER-SYSでの言語選択

以下、入力項目を入力の上、「確認」ボタンを押してください。

属性入力

姓名 姓 名

生年月日 1991 7 28

HER-SYS ID

ホーム画面へ戻る

日本語 | English | 中文（簡体） | 中文（繁体）
한국 | Español | Português

新型コロナ・ソイルス感染者等
情報把握・管理支援システム

HER-SYS

自動架電での言語選択

感染区分 感染者 編集 ※感染区分を変更するとID管理情報の感染区分が変更されます

健康観察期間 2021/04/01 ~ 2021/10/12

健康観察方法 自動架電 My HER-SYS 健康コール 電話対応

※ID管理画面の電話番号1に登録されている電話番号へ架電されます

架電期間 2021/04/01 ~ 2021/10/12 架電言語

架電時間 9:00 11:00 14:00 16:00

電話番号

My HER-SYS URL通知

前回通知日: 未通知

自動通知 ※通知期間中の毎朝9:00に通知されます

通知期間 なし (設定するには通知ボタンを押してください)

日本語 日本語
英語
中国語(北京)
中国語(広東)
中国語(台湾)
韓国語
スペイン語
ポルトガル語

(参考) My HER-SYSのSMS送信を解除する方法

- ✓ 初期設定時に設定した「健康観察期間」内に療養解除となった場合、その後は「**MY HER-SYSの通知**」が送られなくなるように、**保健所でボタンを押していただく必要があります。**
- ✓ 具体的には、「**健康観察タブ**」の「**自動通知**」ボタン（赤枠）を「**off**」に切り替えて下さい。（1クリックで終了です!!）

発生届 ID管理 基礎情報 検査 居所 行動歴 健康観察 医療 記録

バスポート番号 (旅券番号)

編集

※バスポート番号を変更するとID管理情報のバスポート番号が変更されます

健康観察期間 2022/02/05 ~ 2022/02/07 編集

健康観察方法 自動架電 My HER-SYS 健康コール 電話対応

※ID管理画面の電話番号1に登録されている電話番号へ架電されます

架電期間 2022/02/05 ~ 2022/02/07 架電言語 日本語

架電時間 9:00 11:00 14:00 16:00

電話番号 09012020009

ここを「off」にするだけです!!
(保健所での操作が必要です)

My HER-SYS URL通知

前回通知日: 未通知

自動通知 off ※通知期間中の毎朝9:00に通知されます

通知期間 なし (設定するには通知小タブを押してください)

通知先 09012020009

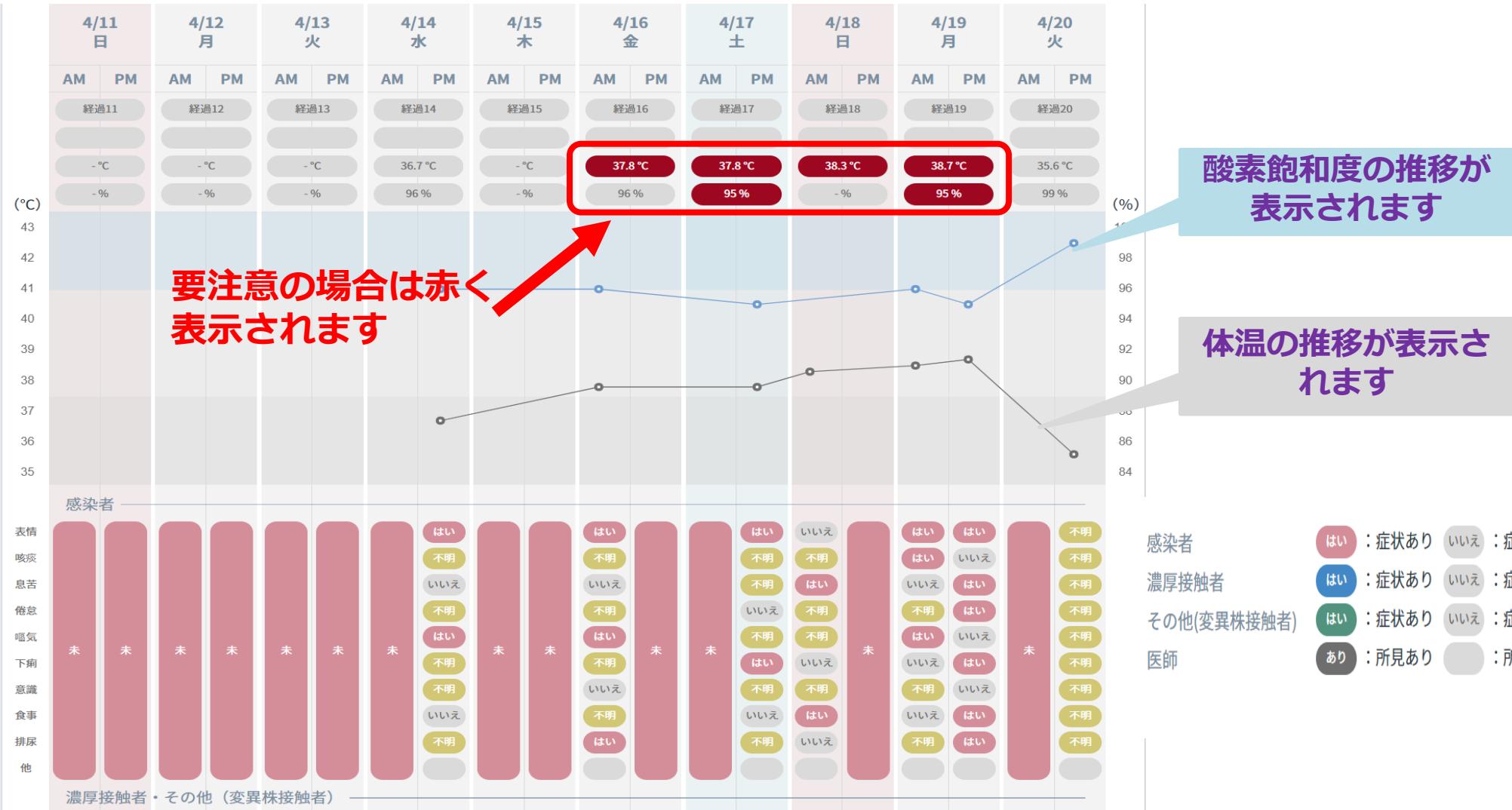
HER-SYS ID通知

前回通知日: 未通知

通知先 09012020009

(参考) 健康観察対象者の入力結果を詳細に表示する方法（個人ページへの遷移）

- ✓ 先ほどの「対象者一覧」画面から該当者の氏名をクリックすると、入力結果がより詳細に表示された「個人ページ」が表示されます。
- ✓ 「個人ページ」では、最大で過去10日分の入力結果が表示され、また、「体温が37.5℃以上」「酸素飽和度が96%未満で息苦しさがある」などの「要注意者」については、赤く表示されます。



酸素飽和度の推移が表示されます

体温の推移が表示されます

感染者	はい	: 症状あり	いいえ	: 症状なし	不明	: 不明	未	: 未回答
濃厚接触者	はい	: 症状あり	いいえ	: 症状なし	不明	: 不明	未	: 未回答
その他(変異株接触者)	はい	: 症状あり	いいえ	: 症状なし	不明	: 不明	未	: 未回答
医師	あり	: 所見あり	なし	: 所見なし				

発生届記入時に特にご入力いただきたい項目

- ✓ 健康観察業務を適切に行うためには、**重症化のリスク因子の情報が極めて重要**です。正しい入力をお願いします。
- ✓ その際、**妊娠の有無や重症度、入院の必要性の有無**も入力してください。
- ✓ 発生届に入力された**電話番号**や**生年月日**を元にショートメッセージが本人あて送られるため**入力の際は誤りがないよう**十分ご確認をお願いします。

： 隆性 隆性 その他

記述欄：

19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項

・届出時点の入院の有無 無 有

入院例のみ（入院年月日)

・重症化のリスク因子となる疾患の有無 無 有

※有の場合は、以下から選択

悪性腫瘍	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
慢性腎臓病	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
高血圧	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
糖尿病	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
脂質異常症	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
肥満 (BMI30以上)	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
喫煙歴	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有
その他	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有

・臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれの有無 無 有

・妊娠の有無 無 有

・重症度（「新型コロナウイルス感染症（COVID 19）診療の手引き」による。）

軽症 中等症I 中等症II 重症

・入院の必要性の有無 無 有

・新型コロナウイルス感染症の拡大に関する時

◆赤枠内の入力の徹底をお願いします。
(有無の選択をしてください)

- ・重症化のリスク因子となる疾患の有無
悪性腫瘍
慢性閉塞性肺疾患
慢性腎臓病
高血圧
糖尿病
脂質異常症
肥満 (BMI 30以上)
喫煙歴
- ・臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用
- ・妊娠の有無
- ・重症度
- ・入院の必要性の有無

お問い合わせ窓口等

【保健所・医療機関等の皆様からの相談をお受けします】

HER-SYSの操作方法がわからない場合には・・



ヘルプデスクにお問い合わせください

mail:helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

Tel:03-6877-5154

受付時間：月～金（土日祝を除く）9:00-18:00

※ ヘルプデスクは、自治体や医療機関等の皆様向けの専用相談窓口です。
一般の方からの問い合わせは受け付けておりません。

【自宅療養中の方等からの相談をお受けします】

My HER-SYSや自動架電の使い方などに関する
一般専用問合窓口を開設しています。
対象者の皆様に積極的に御案内ください。

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部保健班

03(6812)7818



受付時間 月～金（土日祝を除く） 9:30-18:15

- ※ 厚生労働省では、自宅療養者等個々の情報を閲覧することはできません。
そのため、個人情報をお聞きすることはできません。
保健所において御対応いただく以外の方法がない場合には、
管轄の保健所に相談していただく必要がある旨をお伝えする可能性があります。
- ※ 対応言語は日本語のみです。

【個別説明会開催について】

保健所向けや医療機関向け、HER-SYSログイン方法、発生届の入力方法、健康観察ツール等、自治体の希望に合わせた個別の説明会を行います。

すでに自治体からのご要望を受け多くの説明会を実施しております。ご希望がございましたら厚生労働省保健班までお問い合わせください。

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部保健班

mail:corona-taisaku@mhlw.go.jp